

平成29年9月20日

各指定都市・中核市 介護保険事業計画担当課長 様

公益社団法人全国有料老人ホーム協会

理事長 市原 俊男



一般社団法人全国介護付きホーム協会

代表理事 国政 貴美子



第七期介護保険事業（支援）計画における
介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）の活用について（要望）

介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）については、平成29年7月3日に開催された全国介護保険担当課長会議において示された「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針案」第二一三-2に記載のとおり、ニーズを反映した的確なサービス量を見込んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

特に、介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）の性質・現状（詳細は下記や別添資料をご覧ください。）について、ご理解いただき、地域包括ケアシステムの構築のため、さらに介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）を活用していただきますよう、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）のニーズ
 - ・特養は要介護3以上しか入所できなくなった一方、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が急増していること
 - ・入居率も高く、第6期においても全国で27%増の計画があること
2. 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）が地域包括ケアシステムで果たす役割
 - ・自立支援、重度化予防の取組み
 - ・認知症を有する高齢者の対応
 - ・医療機関からの入居、医療的ケアが必要な要介護の受入れ
 - ・看取りの対応
 - ・介護付きホームの短期利用の普及
3. 介護付きホーム（特定施設入居者生活介護）の財政への影響は小さい
 - ・建設費補助や税制上の優遇措置は、原則なし
 - ・他のサービスと比較して、経済的・効率的な介護報酬
 - ・住所地特例が適用になること
 - ・医療機関からの入居が多いこと

*全国介護付きホーム協会では、一般の方にも分かりやすいよう、特定施設入居者生活介護の通称を「介護付きホーム」と定めるとともに、団体名も「全国特定施設事業者協議会（特定協）」から「全国介護付きホーム協会（介ホ協）」に変更いたしました。地方自治体においても、通称「介護付きホーム」をご活用ください。

（本件のお問い合わせ先）

公益社団法人全国有料老人ホーム協会 事務局長 灰藤

〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-5-14 アイランド日本橋ビル 7F

TEL：03-3272-3781 haito@yurokyo.or.jp

一般社団法人全国介護付きホーム協会 事務局長次長 長田 豊田

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-8-3 西島ビル 5F

TEL：03-5733-9363 info@kaigotsuki-home.or.jp